

# 確定申告は自分で作成し、 早めに提出しましょう

平成14年分所得税の確定申告の相談および申告受付は、  
**2月17日(月)～3月17日(月)**です。

確定申告が始まります。申告と納税の期限は、所得税と贈与税については3月17日、個人事業者の消費税は3月31日までです。

なお、給与所得者などの還付申告の場合は、2月17日以前でも提出できます。

また、所得税の申告をしなくても良い人でも、町・県民税の申告が必要な場合がありますのでご注意ください。

確定申告書は自分で作成して、早めに提出しましょう。また、郵送で提出すれば、確定申告会場で長時間お待ちいただくこともありませんので、ぜひご協力ください。

**所得税**

**確定申告が必要な人**

事業所得や不動産所得などがある人、平成14年分の各種の所得金額の合計額から基礎控除などの所得控除を差し引いて残額のある人

給与所得がある人で、次のいずれかに該当する人など

平成14年中の給与の収入金額が2000万円を超える人

給与を2カ所以上から受けている人

給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が、20万円を超える人

**確定申告をすれば税金が戻る人**

給与所得者で、所得税の申告義務のない人でも、次のような場合は、申告すれば所得税が還付されることがあります。

年末調整で、配偶者特別控除や生命保険料控除などの所得控除の申告をしなかった人

源泉徴収されたサラリーマンで、年中途中で退職し、年末調整を受けていない人

退職所得がある人で、その所得を含めて申告すると、源泉徴収された所得税について、定率減税(税額の20%相

## 確定申告(相談)会場のご案内

町内の確定申告(相談)会場は、下記のとおりです。各会場とも期間中は、大変混雑しますので、申告書は、「確定申告の手引き」や「ホームページ」を利用し、自分で作成して、早めに提出されるようお勧めします。

なお、申告書の提出は郵送でも受け付けておりますので、伊丹税務署までお送りください。

また、納税は便利な振替納税を、還付は口座振込をご利用ください。

### 確定申告会場

| 相談内容                       | とき                         | ところ              |
|----------------------------|----------------------------|------------------|
| 事業所得者や不動産所得者の申告相談など        | 2月17日～3月17日<br>9:00～17:00  | 伊丹税務署            |
| 給与所得者や年金所得者の申告相談など         | 2月24日～同28日<br>10:00～15:00  | 日生中央<br>サビエ2階    |
|                            | 2月17日～3月12日<br>9:00～15:00  | 川西市役所<br>7階      |
| 税理士による小規模事業者や不動産所得者の申告相談など | 2月24日～同28日<br>10:00～15:00  | 日生公民館<br>(日生連絡所) |
|                            | 2月17日～3月12日<br>10:00～15:00 | 川西市商工会館 1階       |

### 土地や建物などの譲渡および贈与税の相談会場

| 相談内容                       | とき                       | ところ                 |
|----------------------------|--------------------------|---------------------|
| 平成14年中に不動産(土地や建物)などを売却された人 | 2月12日・13日<br>10:00～15:00 | 中央公民館<br>(生涯学習センター) |

各会場とも、混雑した場合は、早めに受付を終了する場合があります。

土・日曜日は、申告相談を行っておりません。

正午から午後1時までは、申告相談を行っておりません。

各会場の駐車場には、限りがありますのでバスなどをご利用ください。

### 大阪方面に勤務されている皆さんへ

所得税の還付申告は、大阪市内の勤め先からも便利な下記の申告会場が利用できます。

| ところ                    | とき  |
|------------------------|---|
| ・キタコーナ<br>(曾根崎地下広場)    | 2月3日<br>～同28日<br>10:00～16:00<br>(土・日・祝日を除く) |
| ・ミナミ会場<br>(大阪市精華学習ルーム) |   |
| ・近畿税理士会館               |   |
| ・宝塚会場<br>(アピアホール)      | 2月3日<br>～同14日                               |

### 問い合わせ先

2 4 所得税・贈与税・消費税は、伊丹税務署(〒664-852)

2 1 個人事業者は、伊丹県税事務所(〒664-852)

町・伊丹市千僧1-51 783-1231

町・県民税は、税務課(766-8702)

## 真田町長が訪ねた

収録中のスタジオを訪問する町長



21世紀の主役たち  
要約筆記グループゆきんこ

平成5年にボランティアグループとして結成、聴覚に障害を持つ人や高齢者を対象とした情報提供に、貢献されています。

町長 皆さん、こんばんは。結成されて10年目、これまでのご活躍が認められ、昨年は県くすのき賞を受賞されました。皆さんの活躍により、だれもがまちづくりを理解できるよう努めていただき感謝しています。

会員 最近は、講演会などの要約筆記だけでなく、町の広報「いながわ」の字幕付けにも取り組んでいます。

町長 結成当時、要約筆記や字幕付けはそれほど言われていませんでした。10年間で機器もそろい、周囲の理解や態勢も変わり時代の流れを感じます。

町長 障害を持つ人にとって、皆さんの活動は救いとなりますね。

会員 その人の立場になり、いかに読みやす

くするか工夫し取り組んでいます。

会員 高齢者も対象にした難聴者に視点を合わせていますが、皆さんの率直なご意見をいただければ改善しますので、ぜひ生の声を聞かせてほしいと願っています。

町長 話を聞きながら同時に書くのは、大変難しいことですね。

会員 その人の意図が伝わってなければなりません。要約の意味が逆になる恐れもありますので難しいです。

町長 細かい配慮をされており、ご苦労が伺えます。これからもずっと続けてください。活動の輪が広がることを期待します。

町長 細かい配慮をされており、ご苦労が伺えます。これからもずっと続けてください。活動の輪が広がることを期待します。

町長 細かい配慮をされており、ご苦労が伺えます。これからもずっと続けてください。活動の輪が広がることを期待します。

## タイムリーな情報を届けたい

町・県民税は、所得税と同様に前年1年間の所得にかかる税金です。

所得税の確定申告をした人は町・県民税の申告の必要はありません。ただし、確定申告をしなければ町・県民税の申告が必要になります。

町・県民税の申告が必要なのは、町・県民税の申告が必要

## 町・県民税

町・県民税は、所得税と同様に前年1年間の所得にかかる税金です。

所得税の確定申告をした人は町・県民税の申告の必要はありません。ただし、確定申告をしなければ町・県民税の申告が必要になります。

町・県民税の申告が必要なのは、町・県民税の申告が必要

## 町・県民税の申告が必要な人

今年1月1日現在、町内に住んでいて平成14年中に給与所得以外の所得があった人

平成14年中に給与所得がある人で、勤務先から町へ給与と支払報告書が提出されていない人や公的年金の受給者で、公的年金支払報告書が町へ提出されていない人

町外に住んでいて、町内に事業所や家屋敷を持っている人

## 個人事業税

個人で事業を行っている人は、個人事業税の申告が必要

## 消費税

個人事業者の平成14年分消費税と地方消費税の確定申告書の提出と納税の期限は、3月31日となっています。

申告相談を希望される人は、平成14年分の課税売上・課税仕入額などを自分で計算のうえ、伊丹税務署へお越しください。

## 贈与税

贈与税の申告の相談および申告書の受付は、2月3日(月)から3月17日(月)までです。平成14年中に、個人から110万円を超える財産の贈与を受けた人は、贈与税の申告が必要です。

## インターネットで所得税の確定申告が作成できます!

国税庁ホームページの「所得税の確定申告書作成コーナー」で所得税の確定申告書が作成できるようになりました。

### 【利用できる人】

A様式およびB様式を利用される人(分離課税や給与所得者の特定支出控除を受けられる人など、申告内容によっては利用できない場合があります)

### 【注意事項】

- カラープリンタを使用すること
- プリンタの設定の確認(画面の指示にしたがって確認)
- 印刷後に正しく印刷できたか確認( )
- 印刷する紙は、A4サイズの普通紙(PPC用紙・OA共用紙)を使用すること